

徳島県森林整備委託業務特記仕様書

(共通仕様書の適用)

第1条 本業務は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書令和6年10月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合は、この限りでない。

(農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項)

第2条 「徳島県農林土木工事共通仕様書 令和6年10月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

(用語の定義) 【変更】【追加】

1-1-1-2 用語の定義

21. 連絡

連絡とは、監督員と受注者又は現場代理人の間で、約款第20条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの手段により互いに知らせることをいう。

24. 書面

書面とは、紙及び電磁的記録に記載された事項を表示したものをいう。

49. 電磁的記録

電磁的記録とは、電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(現場代理人及び主任技術者等) 【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

(4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

① 主任技術者の資格

・令和6年度治山事業（森林整備）に係る入札参加申請における入札参加資格審査に必要な資格要件別表1の2主任技術者資格要件第1号から第3号の実務経験証明書及び県が行う施工管理研修の受講修了証

2. 名札の着用

受注者は、当該工事の現場代理人、主任技術者に、氏名、会社名、工事名及び顔写真の入った名札を着用させなければならない。名札は、図1-1-1を標準とする。

3. 「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」の適用

受注者は、上記1、2のほか、現場代理人及び主任技術者等に関する取扱い（通知方法、雇用関係、現場代理人の常駐、途中交代等）は、「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」によらなければならない。

2 徳島県が発注者である森林整備業務のうち、1件の委託代金額が1,500万円以上のものに係る主任技術者は、業務現場ごとに「専任」の者でなければならない。

3 主任技術者が専任しなければならない森林整備業務のうち、密接な関係ある2以

上の業務を、同一の受注者が、同一の場所又は近接した場所において実施するときは、同一の主任技術者がこれらの業務の技術を管理することができるものとする。

- 4 専任しなければならない主任技術者は、常時、継続的にその森林整備業務の現場において、その職務に従事するものとし、他の業務の主任技術者を兼ねることができない。但し、専任を要しない森林整備業務については職務を適性に遂行できる範囲において、他の森林整備業務の主任技術者を兼ねることができるものとする。